

令和4年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和4年12月16日(金) 開会 午前10時
閉会 午前11時35分

場所 第6委員会室

出席委員 木下博信委員長
深谷顕史副委員長
小川直志委員、岡地優委員、小川真一郎委員、神尾高善委員、小島信昭委員、
八子朋弘委員、木村勇夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
目良聡環境部長、犬飼典久環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、
鶴見恒環境政策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、
深野成昭温暖化対策課長、福田真道大気環境課長、山井毅水環境課長、
堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、
星友治みどり自然課長

[農林部関係]
小畑幹農林部長、唐橋竜一農林部副部長、
西村恵太農業政策課長、臼倉弘高農業ビジネス支援課副課長、
佐々木直子農産物安全課長、加藤幸彦畜産安全課長、戸井田幸夫農業支援課長、
長谷川征慶生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進幹、
木村眞司農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち 環境部関係及び農林部関係	原案可決
第153号	指定管理者の指定について(埼玉県長瀬射撃場)	原案可決
第154号	指定管理者の指定について(埼玉県森林科学館)	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

見沼代用水土地改良区管理道路の市への移管状況と県の見解について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

小川（直）委員

- 1 「中小企業等省エネルギー対策支援事業費」について、本年6月定例会の補正予算では、事業者の負担軽減のため手続の簡素化を進めたとのことだが、その効果はどうか。また、どう評価しているのか。
- 2 「中小企業等省エネルギー対策支援事業費」について、本年6月定例会の補正予算については、1週間程度で応募締切りとなってしまったという話を聞いている。前回の応募段階で、希望されている方はどれくらいいたのか。
- 3 今回の補正予算での手続はどうか。前回の手続から、何か変更はあるのか。
- 4 蓄電池を伴わない太陽光発電設備について、補助率3分の1とした理由は何か。
- 5 今回の補正予算で、およそ何件くらいの申請を想定しているのか。

温暖化対策課長

- 1 手続の簡素化による効果として、大きく二つの点が考えられる。一つは、従来と比較し、より規模の小さい事業者の申請が多くなっている。参考に申し上げますと、申請者の平均年間エネルギー使用量が、従前と6月定例会補正予算で比較して3分の1に減っている。二つ目は、個人事業主の申請が増加した。参考に申し上げますと、187件の申請のうち、個人事業主の申請は、17件となっている。従来では、個人事業主の申請は1、2件程度であった。これらについては、補助率を3分の1から3分の2に引き上げたことに加え、補助金の採択、交付を費用対効果の順ではなく、申請順としたことや、手間のかかる「年間CO₂削減量」の計算を廃止したことなど、手続の簡素化により、そもそも申請を諦めていた事業者が申請しやすくなったことが要因ではないかと考えている。評価としては、小規模な事業者に対しても、エネルギー価格が高騰する中、省エネ・再エネ設備への設備投資を促すことができたと考えている。
- 2 本年6月定例会の補正予算については、申請件数は187件となっており、このうち162件に対し、交付決定を行った。残り25件については、24件が予算超過のため交付できず、残り1件は申請者から取下げがあった。
- 3 申請手続については、6月定例会補正予算と同様に、申請者にとって手間のかかる年間CO₂削減量の計算をなくすなど、手続の簡素化を継続する。また、6月定例会補正予算では、一部、紙による申請を求めていた申請をペーパーレス化し、事業者の負担軽減につながる工夫をしていきたい。なお、補助金の採択・交付については、6月定例会補正予算と同様に、申請の受付順を考えている。
- 4 6月定例会補正予算の申請状況を見ても、太陽光発電設備の申請が増えており、事業者の関心が高まっている。蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備を導入することで、エネルギーの更なる有効利用が可能になるとともに、エネルギーの安定供給やレジリエンス機能の向上にも寄与する。そこで、補助率に差を設け、政策誘導を図っていく。
- 5 6月定例会補正予算の申請実績を基に、今年度中に予算の執行が見込まれる額として10億円を予算計上した。申請件数は約350件、補助単価は約300万円を見込んで積算した。

村岡委員

埼玉県長瀬射撃場の運営に関して、新型コロナウイルス感染症の影響やそれに伴う予算

の在り方についてどのように考えているのか。

みどり自然課長

埼玉県長瀬射撃場の利用者数については、コロナ禍の影響が比較的少なかった令和元年度には、13,448名であったが、令和2年度は50%減、令和3年度は33%減となっている。令和4年度については、年度途中であるが、令和2年度、令和3年度に比べれば大きく伸びているが、コロナ禍前の水準まで回復していないという状況である。予算対応については、令和2年度、令和3年度は、補正予算で指定管理料を増額していただいた。今年度については未定なので、企画財政部と調整して、これから検討していきたいと考えている。令和5年度の事業計画では、コロナ禍前の水準まで利用者数が達していないことに加えて、光熱費の高騰などもあるので、指定管理料の増額が提案されている。こういう状況であるので、やむを得ない提案と考えている。本議案をお認めいただければ、令和5年度当初予算については、指定管理者候補の提示した金額を十分に尊重しながら、具体的な金額を今後検討していきたいと考えている。

八子委員

指定管理者について伺う。審査結果の得点表について、「安定した経営基盤」の項目が、10点満点のところ半分の5点と低い評価となっているが、経営基盤に問題はないのか。

みどり自然課長

委員御指摘のとおり厳しい評点結果であった。この結果については、コロナ禍による利用者の減少などにより収支が厳しい状況であることに加え、電気料金高騰によって今後の収支の見込みが非常に付きにくい状況にあることから、辛口の評価になったと受け止めている。しかしながら、集計結果を各委員に報告した後の合議では、現金などの手元資金が手厚く確保されていることや、利用者からの評判がよいこと、また、長年の実績から安定した運営が期待できることなどが評価され、全員一致で候補者としてふさわしいと判断を頂いている。以上のことから、点数としては高い評価には至らなかったが、指定管理者としての適格性は十分にあると考えている。

神尾委員

指定管理者については、埼玉県長瀬射撃場をどのように運営して、マイナスの収支をプラスにしていくのか、そして射撃に興味を持つ人たちを増やす取組についても考えながら、審査を行わなくてはならないと考える。環境部副部長も選定委員会に出席しているので、伺います。審査結果について、得点全体では60%以上になっているが、一番肝腎な「効率的な運営」と「安定した経営基盤」の項目の得点が6割以下である。「安定した経営基盤」の審査項目は、4人の選定委員の平均点が5点である。どのようなことを期待して、株式会社秩父開発機構を指定管理者候補としたのか。これから人口が減っていく中で、射撃に興味を持つ人を増やすため、高校生に銃を撃つ経験をさせて、銃が危ないということを教える教育の場とするべきと考えている。その中で射撃に興味を持った人については、ルールを守りながら射撃をしていただければ、長瀬射撃場の運営にも生かされると思うが、このような観点について審査のときに意見は出なかったのか。

環境部副部長

まず、「効率的な運営」及び「安定した経営基盤」について、意見としては、燃料費等を加味して指定管理料が高くなっていること、コロナ禍で株式会社秩父開発機構が厳しい財

政状況になっていることを考慮せざるを得なかったため、大変厳しい評価となったところである。ただ、先ほど課長からの説明にもあったとおり、預貯金などが一定の額あり、5年間を耐えるだけの金額を確保しているといえるので、この事業者で問題ないであろうという結論に至っている。今後の取組については、大変評価ができる場所があった。一端を申し上げると、通常の各種講習会を通じて利用者を増やすというものもあったが、何より地元高校生を対象としたビームライフル射撃の講習会を行い、そして、地元高校に射撃部を設立したい。そのような取組を通じて、地元の狩猟者人口を増やし、猟友会などの狩猟の担い手になってもらうようなことにも取り組んでいきたいとの提案があった。是非、これらの取組をやってもらえないかということで、全会一致で株式会社秩父開発機構を選定したということである。

神尾委員

株式会社秩父開発機構について、財政的な耐久力があるとの説明があった。耐久力があるのであれば指定管理料の増額は不要と思われるが、なぜ指定管理料を増額するのか。

環境部副部長

指定管理料の増額については、水道光熱費の増が非常に大きいところである。この負担増について指定管理者1社で飲み込む額を超えていると判断して、委員全員で了承し、許容の範囲であると判断したところである。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

小川（直）委員

- 1 「県産農産物販売促進特別対策事業」では、販売促進キャンペーンを行い、県民の家計を応援し、購入機会を増やす取組を行うと伺った。キャンペーンは、一時的な刺激剤であり、最初の購入のきっかけをつくるものだと思う。販売促進キャンペーン終了後も、県産農産物の継続的な販売につながる取組が必要だと考えるがどうか。
- 2 「県産農産物販売促進特別対策事業」について、昨年度も同様の販売促進キャンペーンを実施したとのことであるが、この事業効果をどのように捉えているのか。
- 3 「県産農産物販売促進特別対策事業」の事業主体は、直売所や量販店に限定されている。直売所や量販店は、埼玉県内にどの程度分布しているのか。事業主体を限定することにより、場合によっては対象となる店舗のある地域が偏ってしまう可能性があると思うが、その分布状況等も含めて伺う。
- 4 「森林管理道災害復旧対応事業」について、除雪や融雪剤散布を行うとのことであるが、どのくらいの頻度で実施する必要があるのか。
- 5 「森林管理道災害復旧対応事業」について、日常的に利用していない道路を使うことになり、通行には危険性も伴うものと思う。降雪が非常に多いということであれば、除雪だけでなく危険を知らせる道路標識などを設置する必要性があるのではないか。
- 6 「森林管理道災害普及対応事業」について、住民対応のため、工事車両のほかに住民が利用する一般車両を通過させることになる。一般県民への対策として、通行してよい車両とそうでない車両をどのように区別するのか。事故防止対策として、非常に重要な点だと認識しているので、その取組について伺う。

唐橋農林部副部長

- 1 キャンペーンによる一過性の販売促進に終わらせず、例えば、県産米が常時棚に置いてある常設店を増やすなど、県産農産物の取扱店を増やし、継続的な販売につなげてい

く。常設店が増えることで、消費者の購入機会を増やし、継続的な消費拡大に努めていきたい。

- 2 昨年度も同じように直売所や量販店でのキャンペーンを実施した。参加事業者は29事業者、店舗数は868店舗で、この期間の販売額は5.6億円であった。5.6億円は前年同期比の1.5倍に当たる。県産米の常設店は昨年のキャンペーンの実施前には1事業者であったが、5事業者増えて6事業者となり、店舗数では126店舗から550店舗増えて、676店舗となった。
- 3 昨年度の販売促進キャンペーン参加店舗数の868店舗には県外の店舗も含まれている。このうち、県内では541店舗がキャンペーンに参加した。この541店舗は63市町村全てを網羅しており、全ての市町村民に利用していただいたものと考えている。今年度は参加する事業者や店舗を更に拡大していきたいと考えている。

森づくり課長

- 4 金山志賀坂線は標高が最も高いところで約1,300メートルあり、標高約200メートルの秩父市街地と比べて、かなり気温が低くなることが予想される。そのため、秩父市内で雨であっても、金山志賀坂線では雪が降っていることも考えられる。また、市街地で雪が解けても、金山志賀坂線では雪が融解・凍結を繰り返し、日陰ではアイスバーン状態となることが見受けられる。こうしたことを勘案し、除雪等の頻度については、過去10年間における気象統計から降雪日数や気温が氷点下となる日数を推計し、除雪作業を1月から3月の間で23回、融雪剤散布を90回、交通誘導員の配置を90日間と見込んで、予算を計上させていただいた。
- 5 当該路線は、例年、冬期通行止めとしているが、今回は非常事態であることから、例外的に除雪等を行い通行を最低限確保する措置を行っているところである。通行の安全を確保するため、入口での「関係車両以外通行止め」の看板や、凍結のおそれがある箇所での「スリップ注意」の看板など、注意を喚起する看板を既に設置している。今後も、それらの看板が適切に機能するよう、維持管理を行っていく。
- 6 通行車両への対応については、交通誘導員を配置する予定である。秩父市からの情報では、現在、中津川集落に6世帯7名の方が残る見込みであると伺っている。これらの方々の情報を交通誘導員に伝え、一般の方との違いを見分けていきたい。

小川（直）委員

販売促進キャンペーンについて868店舗という多くの店舗で実施するとの話であったが、そのことを県民にどのように周知していくのか。

唐橋農林部副部長

まず、事業者にキャンペーン用ののぼりなどPR資材を配って店頭で宣伝していただくとともに、県と事業者がともにホームページや公式SNSなどで情報発信をすることで、県民への周知に努めていく。

岡地委員

- 1 資料8ページの「繰越明許費の設定」について、大山沢線、金山志賀坂線が対象となっているが、冬期通行を確保する金山志賀坂線を利用すれば年度内に事業が完了するのではないかと。
- 2 「繰越明許費の設定」について、半納城峰線は通行止めとなっている県道中津川三峰口停車場線の影響を受けていないようだが、なぜ繰越明許費の設定が必要なのか。

- 3 資料9ページの「債務負担行為の設定」について、県として平準化率の目標値は設定しているのか。
- 4 「債務負担行為の設定」について、平準化率を向上させることにより、事業者には具体的にどのようなメリットがあるのか。
- 5 「債務負担行為の設定」について、平準化の取組としてゼロ債務負担行為を設定するのは今回が初めてなのか。初めてであれば、なぜこれまでは設定しなかったのか。

森づくり課長

- 1 金山志賀坂線は現在、中津川方面に行く唯一の迂回路となっているが、令和元年東日本台風により被災した部分があり、一部でその復旧が終わっておらず、幅員が非常に狭くなっている部分がある。普通車であれば通れる幅員だが、大型トラックなどの大きな車両は通行することが不可能な状態である。このため、両路線とも現在着工できず、年度内の完了が見込めなくなったところであり、今回、繰越明許費の設定をお願いさせていただくものである。
- 2 当該工事は森林管理道の開設工事であり、手前から順々に工事を進めているが、昨年度の工事が完成しないと、今年度の工事に着手できない箇所である。昨年度分の工事が今年度に繰り越されており、その完成予定が当初令和4年10月末だったが、法面の工事や工種の追加により完成が令和5年1月末の見込みとなった。このことにより、今年度分の事業が着工できない状況であり、年度内の完了が難しくなったため、繰越明許費の設定をお願いさせていただくものである。

農村整備課長

- 3 県公共調達改革推進本部幹事会において、令和5年度の県全体の目標値を90%以上に設定している。
- 4 事業者は年間を通じて受注可能な工事量を確保できるため、経営の安定化や労働者の安定的雇用につながるほか、年度末の工事の集中が緩和され、労働者の残業時間が抑制されることによりワーク・ライフ・バランスを実現し、建設業の人材の確保につながるものと考えている。
- 5 平準化の取組としてゼロ債務を設定するのは、農林部としては初めての取組である。理由であるが、農業基盤整備では、これまで平準化の取組として工事等の上半期発注に取り組んできたところであり、4月から9月末までの年度前半は農繁期で工事实施が困難であることから、ゼロ債務負担行為の設定は行わなかったものである。しかし、施工時期の平準化が強く求められる中で平準化率の向上を図るため、農繁期に配慮しつつ工夫して工事を実施することとし、今回初めてゼロ債務負担行為の設定をお願いするものである。また、林業基盤整備ではおおむね平準化が進んでいたため、ゼロ債務負担行為の設定をしていなかったが、農林部全体の平準化率の向上を図るため、今回初めてゼロ債務負担行為の設定を行うものである。

小川（真）委員

- 1 指定管理者について、申請は1社だけだが、他の団体、会社にはどのように周知したのか。
- 2 指定管理者について、申請が1社だけということだが、競争性は保たれているのか。
- 3 選定理由にある「研究機関や教育機関と連携した取組の実施」について、具体的な取組内容はどのようなものか。
- 4 本年6月定例会の環境農林委員会で森林科学館を含む森林ふれあい施設の見直しが報

告されていたが、どのように反映されているのか。

- 5 令和3年6月定例会の環境農林委員会のあと、自由民主党県議団の有志で森林科学館に行った。その際、遠距離の移動を伴うことが課題との意見があった。遠いところに立地する本施設について、どのように県民に利用してもらう努力をするのか。

森づくり課長

- 1 募集に当たっては、募集要項の県ホームページへの掲載や県施設での閲覧など、広く県内の法人・団体に周知を行った。さらに、県立公園や博物館など、類似の指定管理施設の指定管理者にも個別に周知し、現地説明会の参加や申請の検討をお願いした。応募が少ない理由としては、山間地に位置することや、森林・林業の啓発に関する専門性の高い施設であることから対応する職員の確保が難しい、との声があった。このような判断から申請に至らなかったものと考えられる。
- 2 事前で開催した現地説明会には3社が参加した。また、応募した埼玉県農林公社には他の申請者の有無を知らせていない。新たな事業計画の提案や指定管理料の精査を行うことにより、一定の競争性は保たれているものと考えられる。
- 3 埼玉県森林科学館では、県有林として、いろいろな種類の原生林を保有しており、研究機関などとの連携では、埼玉県自然の博物館へ試験研究フィールドとして県有林の提供を行っている。また、近隣の大滝げんきプラザを利用する小・中学校などへの学習活動の場の提供、体験研修の受入れなどが提案されている。
- 4 森林ふれあい施設の見直しでは、森林科学館と森林の学習機能が重複する県民の森の展示室を廃止することとした。その展示物の移設やイベントの充実などにより森林科学館の森林総合学習施設としての機能を強化・重点化していくこととした。指定管理候補者の事業計画では、専門知識を持った研究機関や教育機関、民間団体と連携して動植物の観察会など森林ガイドツアーを実施し、利用者が森林への理解をより深めることができる取組を進めることとしている。さらに、令和7年に本県で全国植樹祭が開催されることが決定された。その機運を盛り上げるため、全国植樹祭に係る資料展示等を行い、イベントでの広報活動等も計画に盛り込まれている。このように、施設の機能の強化・重点化につながる計画が提案されている。
- 5 県民に利用してもらう努力について指定管理候補者からは、秩父市の宿泊施設「大滝こまどり荘」や、近くの中津川溪流釣り場などの隣接施設と連携し、利用者の視点に立って、森林科学館を拠点施設とした役割を最大限に発揮させるとの提案があった。さらに、令和7年の全国植樹祭に向けた資料展示やイベント等での広報活動を行っていくこととしている。このような取組をインスタグラムなどのSNSを使い、幅広く集客につなげていく計画としている。

小川（真）委員

全国植樹祭開催に向けて、全力で取り組んでいただきたい。（意見）

木村委員

- 1 「県産農産物販売促進特別対策事業」について、事業主体に直売所等と量販店とあるが、施設のイメージをつかみたい。どういったところが参加しているのか。
- 2 「県産農産物販売促進特別対策事業」のポイントキャンペーンについて、2割分のポイントを付与するということであるが、事業者が既に実施しているポイント制度に対して上乗せを行うということか。その場合、現在、ポイント制度を実施していない事業者は参加できないのか。

唐橋農林部副部長

- 1 直売所は農協などが設置するもので、周辺の農家などが自らの農産物を販売する施設である。量販店は、例えばスーパーマーケットとかドラッグストアであり、こちらは市場などを通じて商品を大量に仕入れて販売する施設である。
- 2 事業者が実施しているポイント制度への上乗せである。そのため、現在、ポイント制度を実施していない事業者は参加できない。ポイント制度は事業者独自のポイントでも、例えばTポイントのような共通のポイントでも問わないが、上乗せになるため、ポイント制度を持っていない事業者の参加が難しくなる。ただし、現在実施していなくても、今回のキャンペーンに合わせて、導入していただければ参加が可能となる。

木村委員

直売所等での県産米増量キャンペーンについて、県産米の購入者に2割増量するとあるが、簡単に対応できるものなのか。

唐橋農林部副部長

直売所では量り売りの手法で、米を販売しているところが多いため、簡単に対応可能である。

八子委員

指定管理者の指定について伺う。審査結果のうち、「イ サービス向上への取組」及び「ウ 効率的運営への取組」について、25点中14点という点数である。これは配点の半分ちょっとの点数であり、低評価だったと認識している。この評価に対する認識と、今後どのように改善させるのかについて、見解を伺う。

森づくり課長

「サービス向上への取組」については、委員の評価では自然環境に恵まれ良い施設だが、より効率的に魅力を伝えられるように広報活動を充実した方が良いということや、新しいアイデアの企画があった方が良いとの指摘があった。「効率的運営への取組」については、ホームページのアクセス数等から、人気のあるイベントや展示物を検証し、効率的な運営に生かした方が良いとの意見があった。指定管理候補者の取組としては、原生林の動画配信による魅力の発信やニーズの検証を随時行っていくとのことであり、県としてもこれらをチェックし来訪者に沿うような取組にしていきたいと考えている。これにより「サービス向上への取組」、「効率的運営への取組」につながっていくものとする。

村岡委員

- 1 「債務負担行為の設定」のうち「水辺周辺活用事業」について、「緑のヘルシーロード」及び「水と緑のふれあいロード」の整備場所や距離はどうなっているのか。
- 2 「水辺周辺活用事業」の写真を見ると路面にアスファルト舗装を行っているようであるが、実際の利用状況はどうか。ウォーキングで利用される道路の場合、地元からは足に優しい仕上げを求める声も多いため、利用状況についても伺う。

農村整備課長

- 1 「緑のヘルシーロード」では、舗装補修工事が2,421メートル、場所が2か所に分かれており、加須市戸室地内が900メートル、さいたま市緑区地内が1,521メ

ートルである。その他、防草コンクリート工事が加須市戸室地内で900メートル、浚せつ工事がさいたま市緑区地内で220メートルとなっている。「水と緑のふれあいロード」では、防草コンクリート工事が加須市牛重地内で850メートルとなっている。

2 整備当初の目的をサイクリングやジョギング、散策と多様に設定しており、現在も様々な利用をされていると思われる。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務調査（見沼代用水土地改良区管理道路の市への移管状況と県の見解）】

小島委員

他の土地改良区でも同様の問題が生じているが、今回は、象徴的な事例として見沼代用水土地改良区の話をしていただく。江戸時代に8代将軍徳川吉宗が見沼代用水を整備してから、素掘りの土水路を利用していたが、昭和60年代に、見沼代用水土地改良区で用水路を整備した。これは、漏水防止や用水をスムーズに流すため、水路をコンクリート構造とするもので、これにより用水路の幅が小さくなり、参考資料3ページにあるとおり、見沼代用水土地改良区と水資源機構が持っている土地が空くこととなった。そこで、この土地をヘルシーロードのような形で市民の方も利用できるように行政と連携し、参考資料1ページの協定書を締結しつつ、将来は市への移管を前提として、管理道路を整備した。しかし、整備後40年ほど経過した現在も、道路施設に関する管理協定が締結されておらず、市への移管が行われていない。そのため、市民が市道として利用している現状があるにもかかわらず、市民が市へ雑草に関する苦情や舗装修繕の要望を行うと、市が土地改良区へ対応を求めるといった状況がある。参考資料2ページ「見沼代用水西縁管理用道路の舗装要望に関する経緯」というさいたま市の内部資料には、「草刈り費用のみで年間に1,900万円が必要。舗装、ガードレール等も機構や改良区が設置した施設であり、本来の管理者が管理すべき」との記載があり、市は土地改良区が管理道路を管理すべきという考えのようである。土地改良区は市のように税金の徴収を行う組織ではないため、農業者が負担する賦課金で、市民が利用する道路の維持管理、修繕を行っている。このようなことにならないよう協定書を締結して整備を進めたにもかかわらず、さいたま市と同じような対応をする市町村が幾つもあると聞いている。市と土地改良区の担当者の話し合いは平行線のまま40年以上が経過している。農業を支える土地改良区が抱える問題であり、今後、農業者の負担が増加していく可能性もあることから、早期の解決が必要だと思うが、県の見解はどうか。

農村整備課長

道路施設に関する管理協定が締結されていない状況で、用水路の管理道路へ一般車両の通行がある事態は、必ずしも適切とは言えないと考える。県は、土地改良区を管理監督、支援する立場にあることから、必要に応じて関係機関に働き掛けていきたい。

小島委員

資料にあるように、道路の維持管理にかかる費用は膨大な金額であるが、これまでの約40年間、見沼代用水土地改良区が負担している。一方、市民はこのことを知らずに、管理道路を市道だと思って利用している。このような状況を早期に解決するため、県として今後どのような対応を行うのか。

農村整備課長

協定書を拝見すると、「当時の舗装工事に際し、工事完了後市に施設を引き渡すほか、必要な占用協議や協定の締結を行う」と記載があることから、まずは協定書に基づき、必要な話合いがなされるべきだと考える。必要に応じて関係機関に働き掛けていく。

小島委員

葛西用水路土地改良区など他の土地改良区でも同様の問題が生じている。必要に応じてその都度という対応ではなく、全体を把握するため調査を行い、是正を求めるべきと考えるがどうか。

農林部長

本件は非常に広範囲に及ぶ問題である。土地改良区の指導・支援は県の業務としてあるので、土地改良区に対して類似の問題がないか早急に調査し、困っているというような話があれば、市町村と土地改良区とで話合いを持つように働き掛けを行っていく。

小島委員

本件は、昭和、平成、令和と積み残してきた問題である。土地改良区だけでなく、土地改良区に賦課金を払っている農業者の方々にもしわ寄せがいくものであり、農業振興の面からも将来かなりの障害になる可能性がある。相談があればではなく、全容を明らかにしてほしいと思うがどうか。

農林部長

話があればというのではなく、早急に調べ対応する。

村岡委員

この件についてはかねてから課題だと思っており、県がイニシアチブを発揮し、解決すべきだと考えている。川口市では、全部の区間ではないが見沼代用水のある区間では市が管理する仕組みになってきていると聞いている。見沼代用水の沿線は長大だが、自治体によっては、既に管理移管に関する協定を締結しているところがあるのか。管理協定の締結状況はどうか。

農村整備課長

把握しているものとしては、久喜市、上尾市では管理協定の締結がかなり進んでおり、各市とも90%台になっていると聞いている。